

令和2年5月28日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

~~~~~

日 程

日 時 令和2年5月28日(木)  
組合議会臨時会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 審査事項  
議案第10号 工事請負契約の締結について
- 3 閉 会

~~~~~

出席者 (8名)

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 今 城 雅 子 | 副委員長 | 秦 伊 知 郎 |
| 委員 | 国 頭 靖 | 委員 | 戸 田 隆 次 |
| 委員 | 渡 辺 穰 爾 | 委員 | 足 田 法 行 |
| 委員 | 幸 本 元 | 委員 | 山 本 芳 昭 |

~~~~~

## 欠席者 (0名)

## 説明のため出席した者

|                    |         |             |         |
|--------------------|---------|-------------|---------|
| 事務局長               | 三 上 洋   | 事務局総務課長     | 生 田 公 志 |
| 事務局施設工事課長          | 本 池 将   | 事務局施設工事課長補佐 | 林 原 昭 夫 |
| 事務局施設工事課建築工事担当課長補佐 | 藤 井 雄 介 |             |         |

~~~~~

事務局の職員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 書記長 | 針 田 智 子 | 書 記 | 堀 尾 周 作 |
|-----|---------|-----|---------|

~~~~~

## 1 開 会

(午後 1 時 4 8 分)

○**今城委員長** ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。

~~~~~

2 審 査 事 項

○**今城委員長** それでは、日程 2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案 1 件について審査をいたします。なお、審査事項はお手元に配布しております日程書のとおりいたします。では、議案第 10 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○**本池施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** 失礼いたします。施設工事課の本池と申します。よろしくお願いたします。それでは、議案第 10 号、工事請負契約の締結についてを説明させていただきます。工事名称は桜の苑改修建築主体工事でございます。議案の資料といたしまして添付させていただいております議案概要を御覧ください。供用開始から約 30 年が経過いたしまして、老朽化が進みます組合営火葬場桜の苑の防水、外壁、バリアフリー対応の改修を行うための工事契約を締結しようとするものでございます。前年度に改修工事の実設計を完了いたしておりますして令和 2 年 4 月 28 日の公募型指名競争入札を実施いたしまして、契約金額を 2 億 4,200 万円。相手方を桜の苑改修建築主体工事フィディア・ティー・エム・エス特定建設工事共同企業体として契約を締結しようとするものでございます。入札の状況といたしましては、本議案の参考資料といたしまして、工事入札執行表を添付させていただいておりますとおり、4 者の共同企業体の参加がございました。工事の概要といたしましては、資料 1 の配置図・平面図を御覧下さい。図面の中央に色分けしてございますが、左側の赤い部分が主に待合室のレイアウト変更を伴います全面改修部分でございますして、大規模改修工事の範囲としております。また、この右側の水色の部分が、天井・壁などの仕上材のみの改修を行います内部仕上改修範囲を示しております。続きまして、資料 2 の仮設計画図を御覧いただけますでしょうか。今回の改修工事は、火葬を執り行いながらの改修工事でありますので、図面の中央にあります仮設待合室を設置いたしまして対応することとしております。また、場内各所には交通誘導員を配置いたしまして、安全に配慮した計画としております。全体の工程といたしましては、工期を約 10 カ月、仮設待合室の使用期間を約 4 カ月を見込んでおりますして、来年 3 月 19 日の完成を予定しております。工事の期間中につきましては、地元自治会、葬祭業者さんへの説明会や情報提供を適宜に行いながら、適切に工事を行う考えでおりま

す。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

○**幸本委員** はい。

○**今城委員長** 幸本委員。

○**幸本委員** 先ほどの説明で、仮設待合室ですね。4カ月後には、これは撤去されて原状復帰されるということですか。

○**本池施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** ただいま仮設待合室の御質問をいただきまして、こちらのほうは委員御指摘のように、使用後は撤去いたしまして、このままこのロータリーに原状復帰する予定にしております。以上です。

○**幸本委員** 了解しました。

○**今城委員長** ほかにございますか。国頭委員。

○**国頭委員** 先ほどの総務の委員会の資料の中にもありましたけども、利用者の感染予防対策をされているということで、人数制限って書いてあったんですけどこれはどのくらいの人数制限でやっとなされるんですか。何か、一家族幾らだとか何人までだとかやってるんですか。

○**本池施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** はい。人数制限の御質問いただきまして、こちらのほうは利用者の皆さんにですね、大体10名前後の利用の制限ということでお願いをいたしております。

○**国頭委員** 委員長。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** こういふときですので、しっかりと対策をしてならば、もうちょっと入れるのかなあと思っております。米子市役所だったりだとか、最近は次亜塩素酸の噴霧器だとか。そういった対策なんかは今しとられるんでしょうか。

○**本池施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** ただいま現地のほうはですね、入口にアルコールの消毒ですとか、そういったものは設置させていただいてるんですけども、そういった噴霧器ですとか、そういった器材がなかなか入手ができないものでして。今後、必要に応じて、そういった器材の整備の入手なども考えて設置させていただきたいと考えております。

○**今城委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 大型施設とかですね、ここも多く集められるような施設ですので、

それこそ対策をしたらですね、こういった入りたいという方もおられると思いますので、もうちょっと入っていただけるようなこともできるのかなあと。しっかりと換気とか噴霧器等を、入ってこられるようになったら対策をしっかりしていただいて、できる限り入れるような形にしていいただいてもいいのかなあと考えています。以上です。

○三上事務局長 はい、委員長。

○今城委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 御提言をいただきましてありがとうございます。また、御意見のほうは参考にさせていただきたいと思います。今、現状の対応につきまして若干補足をさせていただけたらと思いますけども。現在のところの利用制限10人というところの考え方でございますが、冠婚葬祭事業の部分がですね、どうしても、亡くなられた方の御遺族が県外から、特に親御さんが地元におられまして子供さんが県外に出ておられるというようなパターンが比較的、傾向として多いという状況もあるものですから、鳥取県の場合は緊急事態宣言も、全国からしますと早い段階で一部解除をされたというところでしたけども、残りました地域については、ついせんだってだったというようなところもございまして、なかなか県境をまたぐ移動というものがあるんですけども、これもやむを得ない事情ということで。やはり、そういう最後のお別れの場面でございますので、自粛をお願いするというのもなかなかできませんので。逆にそういうところも加味をいたしますとですね、一定数での入場制限の中で、万が一の場合も拡大を最小にとどめるといようなところで、若干ほかのケースと違うようなところも含み置きましてですね、そのような判断をさせていただいたところでございますし、あと、鳥取県、島根県の火葬場の対応等の調査をさせていただく中で、やはり近隣施設の大体同じような、同様10名ぐらいの対応ということでしておられたということもございまして、そのあたりも参考にさせていただいて対応したというところでございます。また、今後の対応につきましては委員の御意見等も含めまして、感染状況を踏まえて、また検討させていただけたら、というふうに思っております。以上でございます。

○今城委員長 ほかにはございませんか。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 今の計画工程を見ましたけど、建築主体工事と電気設備工事と機械設備工事があるんですが、これは今のJV方式で一括発注をされたわけですけども、いわゆる昨今の状況から見れば、今の建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事と、いわゆる分離発注も主流になってきております。その辺の発注体系について、どのように検討をされたのか。この一括発注のほうが経費が安くなったのかどうなのか。その辺の検討状況ちょっと伺っておきたいと思います。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** 工事の発注方式の質問をいただきまして、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事と、三つの工事に分けて分離発注をいたしておりまして、それぞれ、まあ建築主体工事のほうは業者さんが決定した状態なんですが残りの電気設備工事と機械設備工事は公表段階になっておりまして。今後、業者さんが決定するというので、分離発注をいたしております。以上です。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** じゃあ、分離発注を採用されて、取りあえず今回は建築の主体工事を入札されたということで理解してよろしいですか。それで、その機械設備と電気設備工事の発注というのは、今後どのような形態を考えておられ、どのようなスケジュール感でおられるか。そのところまず伺っておきたいと思います。

○**今城委員長** 本池施設工事課長。

○**本池施設工事課長** 機械設備工事と電気設備工事につきましては、来週の火曜日に入札を実施する予定になっておりまして、既にもう発注が終わっている状態でございます。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 多くは言いませんけど、本来ならば建築主体工事とそれぞれ機械設備と電気設備は同時並行で発注されるほうが、進行に当ってはそういうイレギュラーなものは出てこない、というのが本来のあり方ではないかなあとと思いますけど。まあ仕方がない。そういうふうな発注体系を取られたということは、要因もあるでしょうけども。そこで、今の公募型の発注方式されておられるんですけど南部町の業者さんも入っておられますけども、JVの中に。これは、西部圏域内でそういうふうな公募型を募ったということで理解してよろしいですか。

○**生田総務課長** 委員長。

○**今城委員長** 生田総務課長。

○**生田総務課長** 参加業者の件につきまして、御質問を頂戴いたしました。委員御発言のとおり、圏域内での募集ということでございます。以上です。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** それは何か、西部圏域なら西部圏域の中の規約か何か、規定か何か設けておられるんですか。

○**今城委員長** 生田総務課長。

○**生田総務課長** 建設工事の入札に関しましては、公募型指名競争入札実施要領ですとか、特定建設工事共同企業体運用基準というようなものを定めておりまして、金額にはよりますけども、具体的には1億5,000万円以上の工事につき

ましては公募型による入札を行うということでございます。今回の案件につきましては、推定金額が2億円以上の建設工事でございますので、圏域内のJV2社という形で公募をしたということでございます。以上です。

○**戸田委員** 委員長。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 最後にしますけど、それが初めから説明があれば納得したんですけども。それで、今のこれ2億2,000万、これ、機械設備と電気設備とで大きな事業になると思うんですが。今の局長とも以前話をしたことがありますけれども、財源の問題について。これは、今の特定財源と一般財源と大きく分けるんですけども。特定財源の内容については、どのような形で財源措置をされてきたのか、その辺の経過をまず伺っておきたいと思います。

○**三上事務局長** 委員長。

○**今城委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** 私のほうからちょっと考え方を説明させていただきます。答弁内容がちょっとすれ違っておりましたら、また御指摘をいただきたいと思っておりますけども。今回の建築主体工事なり火葬場の改修工事に当たっての財源確保をどのように考えて進めてきたかという形での御答弁をさせていただけたらと思っております。まず、補助金の活用につきまして、事務局といたしましても検討といいますか、照会をさせていただいてきておまして。まず、火葬場の施設整備におけます補助金につきましては、補助金の有無があるかどうかというようなことを、鳥取県ですとか米子市、それから、近年火葬場を建設いたしました岡山市ですとか三原市のほうに、活用された補助金だったり活用できる補助金があるかどうかというようなことの間い合わせ、ちょっと相談という形まではできておりませんでしたけれども、間い合わせをさせていただきまして、当組合、本組合です、このたびの改修に活用できる補助金があるかどうか、というようなことでも調査を進めてきたところでございました。それから、さらに施設整備の部分で、例えば今回、省エネルギー化ですとか、バリアフリー化、もしくは木質化というような部分もございますので、その分野に特化したような補助金の活用はできないかというようなところの調査も行ったところでありますけども。結論といたしましては、2月の定例会のところの本会議のところでも言いましたように、該当する補助金がないということで、その中に補助金の活用ということは今回ちょっとできなかったというところでございます。本工事の実施に当たりましては、建築主体工事につきましては、公共施設等適正管理推進事業債ですか、これ、充当率が90%の分でございますけども、そちらを使わせていただく形で考えておりますし、電気設備、それから機械設備工事につきましては一般事業債、これ、充当率75%なんですけども、こちらのほうを財源としていくことで見込んでおるところでございます。なかなか調査が十分でなかったというような御指摘も頂戴して

おりまして、そのあたりにつきましては反省しておりまして、また今後、組合におきましては、ごみ処理施設等の建設も控えておりますので、そちらのほうに生かしてまいりたいというふうを考えているところでございます。以上でございます。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 そういうことで、これからこの後に、ごみ処理施設の基本構想等も出てきます。大きなものばかり出てくるので、私が申し上げたいのは、局長さんが最後に言われたんですけれども、そういうような大きな物件投資が見込まれてきます。そうすると、西部広域のいわゆる財源というのは各構成市町村の負担金、いわゆる市町村民の税で賄っておるのが基本なんですね。だから、私はいつも思ってますけれども、やはりそういうふうな市町村の方々の負担軽減化をいかに図っていくのか、そういう創意工夫をしていくのが求められているのではないかなと私は思います。まあ、先般も県に上がったり、県の総務でいろんな話をするんですけども、やっぱり補助メニューにどうもいわゆる細分化してきておる。そういうふうな観点からいけば、やはり調査探求は十分にしていけないと、そのような工法には応えていけないのではないかなというふうに思いますので、その辺のところの事務体系について十分に検証をさせていただければなというふうに、これは指摘しておきたいと思います。以上です。

○今城委員長 ほかにはございませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。続いて討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 別にないものと認め、討論を終結いたします。これより本件について採決をいたします。議案第10号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

### 3 閉 会

○今城委員長 以上をもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(午後2時07分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任委員長                      今 城   雅 子